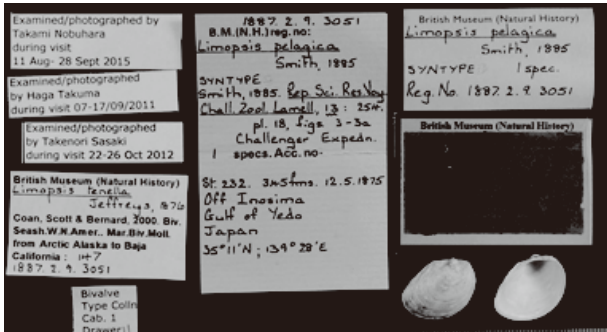
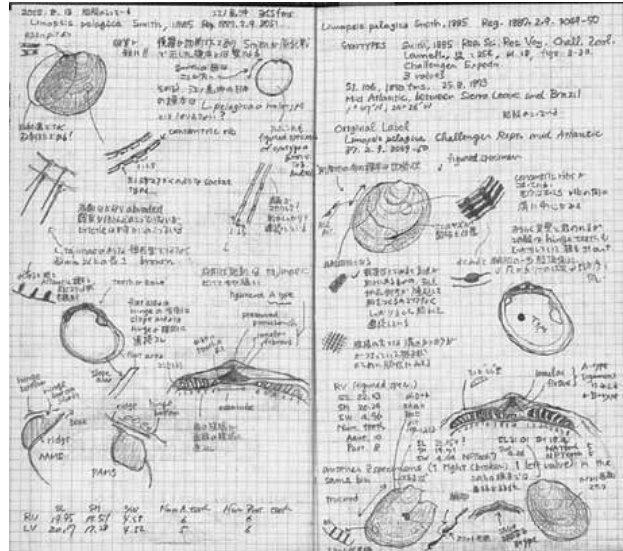


タイプ標本を見直す

延原尊美



1. *Limopsis pelagica* のシントタイプの一部。中央ラベルに「Off Inosima, Gulf of Yedo」の記載。



2. 筆者による *Limopsis pelagica* のシントタイプのスケッチ。

新種を公式に提唱するには、命名者は学会誌などの出版物に、その種の特徴や産地など必要な情報を公表しなくてはなりません（国際動物命名規約第4版条72.3）。その記事を原記載といい、その記載のもととなる基準の標本をタイプ標本といいます。タイプ標本にも、ホロタイプ（唯一の標本が指定されている場合）やシントタイプ（標本が複数の場合）がありますが、現在はシントタイプよりホロタイプを選定するように勧告されています（国際動物命名規約 勧告16E）。同じ種であっても、形態にさまざまな個体差があることを考えると、シントタイプの方がよいように思えるかも知れません。しかし、一つの種だと思って記載した複数個体からなる標本群（シントタイプ）が、実は2つの種に分けると後でわかることもあります。このような場合、その種名をどちらの集団につけ直したらよいかという問題が生じ、シントタイプの中から、唯一の基準標本を選定し直すことがあります（この行為を「レクトタイプの指定」と言います）。

このようにタイプ標本は、その種名を担っている標本と言えます。私たちが、絶滅危惧種や外来種の問題を考えたり、生態や進化を研究したりするとき、種名を使って会話しますが、名前の実体はその基準標本に宿っています。分類の混乱や問題が生じたとき、立ち返るべき実体がタイプ標本なのです。それゆえ、タイプ標本を保有することができる博物館等の研究機関は、タイプ標本としての表示、安全な管理、研究者への利用や情報の提供等について、責任を負うことが国際動物命名規約に勧告されていま

す（勧告72F）。

さてそうして保管されているシントタイプの中でも、検討が不十分で複数種に分かれる可能性があるものがまだ残っています。イギリスの貝類学者エドガー・アルバート・スミスによって1885年に新種記載された深海性二枚貝 *Limopsis pelagica* のシントタイプは、チャレンジャー号探検航海で1873年に中央大西洋の深海から採取された8つの貝殻標本と1875年に日本の江ノ島沖から採取された1つの貝殻標本からなっています（写真1）。現在、大西洋から報告されている大型のシラスナガイについては、この *Limopsis pelagica* の名称が普通に使われていますが、日本ではこの名称はその後140年以上にわたって使用されたことがなく「幻の種」となっています。果たして、スミスの記載した日本の「*Limopsis pelagica*」の標本は大西洋と同じ種なのか？ それとも日本産で別種とされているものに再同定されるのか？ 3日間、大英自然史博物館収蔵のシントタイプを観察しましたが、顕微鏡で見ても両者の殻形態に残念ながら差は見つかりませんでした（写真2）。今後、殻形態で区別できない太平洋と大西洋の両集団が遺伝的（分子系統学的）に異なるのか確かめたいと考えています。深海動物の分布の拡大や遺伝的な交流がどのようになっているのか、長年の問題に回答を与える種となるかも知れません。